東京電力（株）　福島第一原子力発電所

不適合管理委員会報告情報

平成１９年　４月１６日分

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成19年 4月16日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：１件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	５号機	消防設備保守点検時、ボンベ置場へＣＯ２ボンベの運搬作業をしていた協力企業作業員の方が、台車と床の間に指を挟まれ負傷したため、業務車にて病院へ搬送	Ａ	4月16日公表済(PDF64KB)

その他：３６件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	１号機	復水脱塩装置樹脂再生用苛性ソーダタンクフランジ修理工事において、タンク内面ライニングの剥離が認められたため、当該ライニングを修理	Ｄ	
2	１号機	復水脱塩装置樹脂再生用硫酸タンク点検時、タンクレベル計フロートガイドロッドの押さえに腐食が認められたため、当該部を修理	Ｄ	
3	１号機	炉心性能計算機点検時、サーバ内蔵ＣＤ－ＲＯＭ装置に動作不良が認められたため、当該装置を修理	Ｄ	
4	１号機	高圧注水系タービン上半車室水平面の浸透探傷検査において、指示模様が認められたため、当該部を溶接補修	Ｃ	5月23日再審議にてグレード変更「Ｄ→Ｃ」
5	１号機	原子炉格納容器冷却系熱交換器（Ｂ）の冷却用海水ラインの入口配管ドレン弁にシートリーク（鉛筆１本程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	Ｄ	
6	１号機	非常用ディーゼル発電機（１Ａ）の清水冷却器海水ベント弁において、弁棒に変形が認められたため、当該弁を点検・修理	Ｄ	
7	１号機	主復水器水室電気防蝕装置点検時、電極電位調整用抵抗箱の扉蝶つがいに腐食が認められたため、当該部を修理	Ｄ	
8	１号機	低圧タービンロータ（Ｂ）タイワイヤ銀ロー除去後の磁粉探傷検査時、翼貫通部に磁粉指示模様が認められたため、当該部を修理	Ｄ	
9	２号機	所内ボイラ（Ａ）重油噴霧蒸気圧力スイッチ元弁において、グランドリーク（カニ泡程度）が認められたため、当該弁を点検・修理	Ｄ	
10	２号機	制御棒駆動水圧ユニット廻り点検用架台において、グレーチング押さえボルトの紛失（６箇所）が確認されたため、当該ボルトを取付け	Ｄ	
11	２号機	高圧注水ポンプ室内機器ファンネルにおいて、ファンネルの付け根部に錆が認められたため、当該部を点検・修理	Ｄ	
12	２号機	復水脱塩装置硫酸ポンプ（Ｂ）入口弁において、ハンドル固定用ロックピンの破損が認められたため、当該ロックピンを交換	Ｄ	
13	２号機	残留熱除去海水（Ｂ）系熱交換器海水希釈水ブロー弁において、駆動用空気元弁のグランド部よりエアリークが認められたため、当該グランド部を点検・修理	Ｄ	
14	２号機	廃棄物処理系制御室原子炉冷却材浄化系沈降分離槽（Ａ）水位記録計において、チャートの指示にハンチングが認められたため、当該計器を点検・修理	Ｄ	
15	３号機	所内用空気系圧縮機点検時、吐出配管側逆止弁の弁体押さえスプリングに折損が認められたため、当該スプリングを交換	Ｄ	

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
16	４号機	発電機機内ガス圧力計のテスト弁において、銘板の弁番号に誤りが認められたため、当該銘板を訂正	D	
17	４号機	雑固体廃棄物常設集積場所において、投棄基準の表面線量当量率を超過した廃棄物（酢酸ビニール・１袋）が発見されたため、当該廃棄物を回収及び対応検討	D	
18	４号機	原子炉隔離時冷却系真空ポンプ試運転時、当該ポンプシール水の供給元弁（原子炉隔離時冷却ポンプ入口弁）「閉」（誤操作）による運転によりポンプグランド部の急激な温度上昇が認められたため、対応検討	C	
19	４号機	電動機駆動原子炉給水ポンプ（Ｂ）出口配管ドレン弁（１・２次）において、シートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
20	４号機	原子炉建屋換気系プロセス放射線モニタ（Ａ）において、指示不良（ダウンスケール）が認められたため、当該計器を点検・修理	D	
21	４号機	原子炉格納容器機器・床ドレンサンプレベル計（超音波式）において、許容精度外れが認められ計器点検の結果、温度補正回路に不具合が認められたため、当該回路を調整・対応検討	C	
22	５号機	所内ボイラ（Ａ）汽水胴内部点検時、薬液注入配管取付ボルト・ナット及び支持金具に折損等が認められたため、当該部を交換	D	
23	５号機	高圧復水ポンプエリア局所空調機（ＨＶＨ５－２３）において、プーリー部より異音の発生が認められたため、当該プーリー部及びＶベルトを点検・修理	D	
24	５号機	高圧復水ポンプエリア局所空調機（ＨＶＨ５－２１）において、プーリー部より異音の発生が認められたため、当該プーリー部及びＶベルトを点検・修理	D	
25	５号機	原子炉建屋排気ファン出口試料採取盤において、フィルタの止め具に破損が認められたため、当該止め具を点検・修理	D	
26	５号機	廃棄物処理建屋排気ファン出口試料採取盤において、フィルタの止め具に破損が認められたため、当該止め具を点検・修理	D	
27	５号機	給水加熱器ドレンポンプ室において、扉ドアクローザ用ナットの紛失が認められたため、当該ナットを取付け	D	
28	５号機	給水加熱器（１Ｂ）加熱蒸気入口弁において、操作用空気電磁弁の回路接地が認められたため、当該電磁弁を点検・修理	D	
29	６号機	移動式炉内計装系全自動走査駆動制御装置（Ｂ）の点検時、アラーム発生による自動走査停止が認められたため、当該装置を点検・対応検討	D	
30	６号機	廃棄物処理系機器廃液収集混合ポンプ洗浄弁及び廃液用ベルトフィルタ・廃液収集タンク連絡弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
31	６号機	主復水器細管洗浄装置（Ａ２）のボール回収器ブロー弁において、ハンドルの腐食が認められたため、当該ハンドルを交換	D	
32	６号機	タービン建屋主排気フィルタの詰まりが認められたため、当該フィルタを交換	対象外	
33	６号機	主発電機励磁機室内照明において、東側照明スイッチの接触不良が認められたため、当該電気回路を点検・修理	D	
34	集中環境施設	廃液乾燥固化系遠心薄膜乾燥機（Ｂ）加熱蒸気ドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
35	集中環境施設	廃棄物処理建屋ランドリ乾燥機室床ドレン配管において、ピンホールによる漏えい（１滴／３０秒程度）が認められたため、当該配管を点検・修理	D	
36	その他	水処理設備排水用助剤注水ポンプにおいて、本体逃し弁にシートリーク（５～６Ｌ／時）が認められたため、当該弁を点検・修理	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	・計画外の原子炉停止 ・発電所外への放射性物質の漏えい ・非常用炉心冷却系の作動 ・火災の発生　　など
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	・安全上重要な機器等の軽度な故障 （技術基準に適合する場合） ・管理区域内の放射性物質の軽度な漏えい ・原子炉等への異物の混入　　など
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する	・計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化 ・原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障 ・主要パラメータの緩やかな変化 ・人の負傷または病気の発生　など
その他	上記以外の不適合事象	・日常小修理　　など

＜原子力発電所における不適合事象の是正管理＞

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

＊「不適合の定義」（JEAG4101-2000より）
本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）
○Ａｓ　：法令、安全協定に基づく報告事象
　　　　　プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
○Ａ　　：保安規定に関わる不適合事象
　　　　　定期検査工程へ大きな影響を与える事象
○Ｂ　　：国の検査等で指摘を受けた不適合事象
　　　　　運転監視の強化が必要な事象
○Ｃ　　：品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
○Ｄ　　：通常のメンテナンス範囲内の事象
○対象外：消耗品の交換等の事象

＜注　意＞
掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。
電　話：0240-32-3432　　福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで